



# いばらき

## 農業委員会だより

平成26年4月  
(創刊昭和50年11月)

### 第155号

編集・発行  
茨木市農業委員会  
茨木市駅前三丁目8番13号  
Tel620-1677(事務局)

府は、平成23年から、農作物の販売意欲や一定水準の農業技術がある人を「準農家候補者」として登録し、それまで農業者しか借りることができなかった小規模な農地を貸し出す準農家制度を行っています。平成26年2月末現在、9人の方がこの制度を利用してあります。

### 準農家制度(大阪府)

大阪府や茨木市では、地域の農地を守るため、遊休農地を所有者から借り受け、耕作を希望する人へ貸し出す事業を行っていますのでご活用ください。

農業委員会では、毎年、全ての農地の現地調査を行っています。高齢化の進展などによる農業従事者の減少や後継者不足等により、年々遊休農地が増加しています。不耕作の状態が続く、農地の荒廃が進むと、農地への復旧には多くの時間と労力が必要となります。また、周辺環境にも、大きな影響を及ぼすおそれがありますので、農地の遊休化を未然に防ぐことが重要です。

## 遊休農地をなくそう！ 農地の貸借制度のご活用を

農地の貸借は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定により行いますので、市街化調整区域の農地が対象となります。

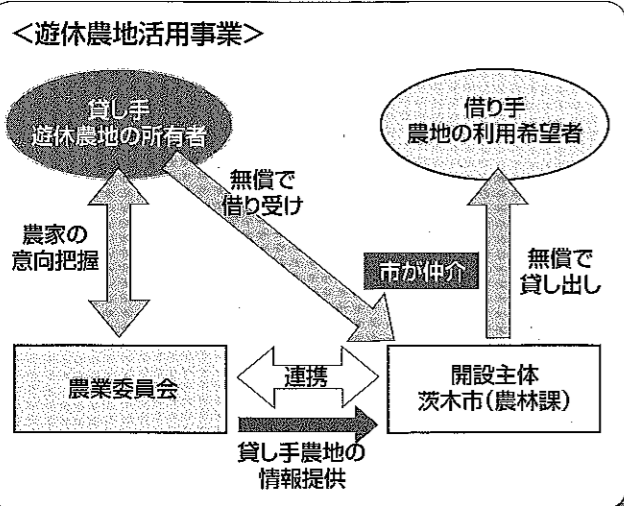
契約期間が終了すると、貸借関係は自動的に終了し、離作料はかかりません。

貸借の手続に当たっては、府や市が連携して支援しますので、安心して貸し出しを行っていただけます。

遊休農地活用事業(茨木市)  
市が、所有者から無償で農地を借り受け、農業に関心があり、耕作を希望する人に無償で貸し出す制度(遊休農地活用事業)もあります。

なお、貸し出しの申出をいただいたり、借り手が見つからない場合は、貸借契約はできませんので、借り手が見つかるまでは自分で管理していただくこととなります。

これらの府や市の制度のほか、利用権設定や特定農地貸付法により、所有者自身が貸借を行う方法もあります。詳しくは、農業委員会事務局(Tel 620-1677)へお問い合わせください。



事業適用該当区域表		
事業名	市街化区域	市街化調整区域
準農家制度(大阪府)	×	○
遊休農地活用事業(茨木市)	○	○

(○=利用可、×=利用不可)

※契約期間満了時の離作料は生じません。

## 農業委員短信

市議会の役員改選により、次の方々が市議会からの推薦を受け、市長から選任された農業委員(学識経験を有する者)として、2月6日付けで就任されました。

(議席順)

【就任】



篠原一代委員  
(運営協議会委員)



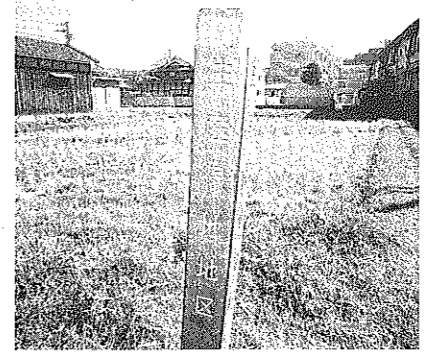
桂 睦子委員



畑中 剛委員  
(編集委員)

【退任】

坂口康博委員 朝田 充委員 小林美智子委員



## 生産緑地地区の追加指定

### 基準を変更

本市の生産緑地地区の追加指定基準が3月1日に変更され、面積要件が、これまでの「一団地で2500㎡程度」から、「一団地で500㎡以上」に緩和されました。詳しくは、都市政策課のHPをご覧ください。又は、直接、都市政策課(Tel 620-1660)までお問い合わせください。

## 農業委員統一選挙に向けた女性委員登用促進への取組

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」を受け、女性農業委員の登用促進に向けた取組として、①委員に女性1人も登用されていない組織を解消すること、②平成27年3月までに2名以上の女性委員の選出を確実に達成することを目標として掲げています。本年7月は、農業委員統一選挙が行われますが、現在、茨木市農業委員会では、3名の女性委員が活躍されています。(公選委員1名、推薦委員2名)

## 全国農業新聞を購読してみませんか



全国農業新聞は、最新の農業情勢について分かりやすく解説し、農業者の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

○購読料 月額600円(送料共)  
○発行日 毎週金曜日

購読のお申し込みは、茨木市農業委員会へ

平成26年 茨木市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書集計

平成26年1月1日現在

Table with columns for region (地区), group (実行組合), household count (世帯数), and gender counts (男, 女, 計). Rows list various groups like 茨木, 三島, 春日, 玉島, 安威 across different sub-regions.

本表は、1月1日現在の申請に基づき、農業委員会では申請書の審査を行い、1月31日付け選挙管理委員会に送付した実行組合別の集計です。選挙管理委員会は2月20日までに名簿を作成し、内容の正確さを期するため2月23日から15日間縦覧期間を設けた後、3月31日に名簿を確定します。実行組合名簿の「その他」は、実行組合未加入世帯です。

あせ道

動物・鳥との格闘記



農業委員 上野 信一

私の住む「佐保」地区は、茨木市の北部に位置し、周囲を山で囲まれた、全域が市街化調整区域です。...

対策① (ひも網) (効果Ⅱ少々)
対策② (トタン板) (効果Ⅱ中)
対策③ (電気柵) (効果Ⅱ大)

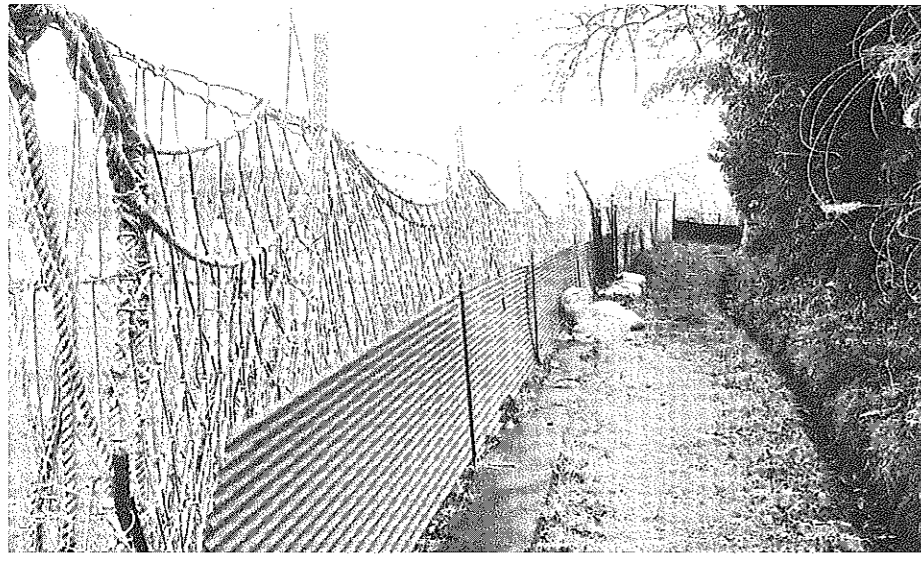
私の記憶では、10年程前から急に増えたように感じます。猪は賢く、用心深く、簡単には捕獲できないようです。...

第二番手 (カラスとの知恵比べ)
私の畑付近では、2羽が定住しております。好奇心、観察力が旺盛で、電柱などの高所から監視し、時には...

舞い降りてチェックします。食害も多種多様です。(クソー!)
対策① (鷹等の模型) (効果Ⅱ無し)
対策② (ひも網) (効果Ⅱ大)

すが、小規模農家、立地条件の悪い農地が多い当該地区農業が将来も存続できるのか、新たに設立される...

この外に、鹿、猿、鳥の被害もあり大変ですが、自然に囲まれたこの地で身体が続く限り農業に従事し、次代へ引き継ぎたいと思っています。...



柵等の侵入防止策の様子